

收支報告

○

①

平成31年 4月22日

檀原市議会議長
榎尾 幸雄 様

議員名

大北かすけ

平成30年度政務活動費収支報告について

檀原市議会政務活動費交付に関する条例施行規則第5条の規定により、

別紙のとおり平成30年度政務活動費収支報告書を提出します。



平成30年度 政務活動費収支報告書

議員名 大北 かずすけ

1 収 入

政務活動費 500,000 円

2 支 出

項 目	金 額 (円)	備 考
研究研修費		
調 査 旅 費	75,706	行政視察(東京都八王子市)・研修会
資料作成費		
資料購入費	37,461	新聞購読料、追録購入
広報広聴費		
人 件 費		
事 務 所 費	100,440	複合機リース代
合 計	213,607	

3 残 額 286,393 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

会計帳簿(平成30年度)

大北

(円)

番号	月	日	項目名	内容	収入金額	支払金額	残高
⑦-1	4	3	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(4月分)		16,740	-16,740
	4	25		政務活動費(前期)	250,000		233,260
⑦-1	5	7	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(5月分)		16,740	216,520
⑦-1	6	4	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(6月分)		16,740	199,780
⑦-1	7	3	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(7月分)		16,740	183,040
②-1	7	31	調査旅費	【東京都八王子市】認知症高齢者グループホーム助成について 【研修会】陸前高田市における復興の現状と課題／教訓を活かした防災まつづくり		75,706	107,334
	8	1					107,334
⑦-1	8	3	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(8月分)		16,740	90,594
⑦-1	9	3	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(9月分)		16,740	73,854
⑦-1	10	3	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(10月分)		16,740	57,114
	10	25		政務活動費(後期)	250,000		307,114
⑦-1	11	5	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(11月分)		16,740	290,374
⑦-1	12	3	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(12月分)		16,740	273,634
⑦-1	1	4	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(1月分)		16,740	256,894
④-1	1	30	資料購入費	追録「現行自治六法」		2,570	254,324
⑦-1	2	4	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(2月分)		16,740	237,584
⑦-1	3	4	事務所費	複合リース代(三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱)(3月分)		16,740	220,844
④-2	3	31	資料購入費	読売新聞購読料 (H30年4月～5月)		8,074	212,770
				朝日新聞購読料 (H30年9月～H31年3月)		26,817	185,953
⑦-1	3	31	事務所費	複合機リース代 按分1/2		-100,440	286,393
							286,393
							286,393
							286,393
							286,393
							286,393
							286,393
							286,393
							286,393
合計					500,000	213,607	286,393

② 調査旅費

領収書等添付表(旅費を伴う分)

(平成30年度報告分)

番号		② -						
領収書の内容		八王子市行政視察(認知症高齢者グループホーム助成について)(7月31日) 復興・防災特別講座(陸前高田市における復興の現状と課題/教訓を活かした防災まちづくり) (8月1日)						
用務地(場所及び住所)		東京都八王子市元本郷町3-24-1:八王子市役所 東京都中央区京橋1-7-1 戸田ビルディング:TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター						
宿泊		宿泊地(住所)			宿泊施設名		宿泊料金(円)	
		東京都中央区新川2-20-4			ドゥーミーイン東京 八丁堀		12,690	
発駅	着駅	料程	利用種別	運賃	急行料金		特別車両料金	座席指定
					料	料	円	円
大和八木	京都	55.1	近鉄	880	55.1	900		
京都	新横浜	484.8	JR	8,420	484.8	5,570		
新横浜	西八王子	38.9						
西八王子	八王子市役所	1.4	バス	170				
八王子市役所	西八王子	1.4	バス	170				
西八王子	東京	49.8	JR	800				
東京	京都	513.6	JR	8,210	513.6	5,900		
京都	大和八木	55.1	近鉄	880	55.1	900		
合計				19,530		13,270		

【領収書等貼付欄】

※宿泊を伴う場合は必ず宿泊料金の領収書を添付してください。

※領収書原本の添付が困難な場合はコピー添付の上、その所在を明らかにしてください。

本件視察及び研修については支出項目が①研究研修費及び②調査旅費の2項目にわたっているが、②調査旅費にて全額計上する。

領収書等は次ページ以降にあり

政務活動費で計上する金額

75,706 円

(別紙)
■交通費

《7月31日(行き)近鉄乗車券・特急券代(大和八木～京都) 領収書》

※原本は森下議員に有り

領 収 書

045712

檜原市議会議員様

金額	萬	千	百	十	万	千	百	十	円
					1	5	0	0	0

ただし 特急券・乗車券代

上記の金額を領収いたしました。

2018年7月6日

近畿日本鉄道 乗車券・特急券
大和八木 → 京都
Yamato-Yagi Kyoto
6番線のりば (9:52着)
7月31日 8:59 発 京都ゆき
4号車 9D番 SEAT
乗車券は当日限り有効
[乗 880円・特 900円] 1780円
18-07-06 14:41:07 八木111 3450-1454-3

近畿日本鉄道株式会社

大和八木駅 発行

取扱者

乗車券:880円 } 1,780円
特急券:900円 }

《8月1日(帰り)近鉄乗車券・特急券代(京都～大和八木) 領収書》

※原本は森下議員に有り

領 収 書

045713

檜原市議会議員様

金額	萬	千	百	十	万	千	百	十	円
					1	5	0	0	0

ただし 特急券・乗車券代

上記の金額を領収いたしました。

2018年7月6日

近畿日本鉄道 乗車券・特急券
京都 → 大和八木
Kyoto Yamato-Yagi
2番線のりば (21:02着)
8月1日 20:15 発 檜原神宮前ゆき
4号車 2D番 SEAT
乗車券は当日限り有効
[乗 880円・特 900円] 1780円
18-07-06 15:05:43 八木111 3460-1290-3

近畿日本鉄道株式会社

大和八木駅 発行

取扱者

乗車券:880円 } 1,780円
特急券:900円 }

(別紙)

■宿泊

《ホテル領収書》

原本

コピー

取引明細表

No.180731149 精-03 18/07/31 19:20
[チェックイン]

部屋番号1010

大北 計輔 様

ご請求額	12,690円
ご入金額 おつり	12,690円 0円

上記金額を現金にて領収致しました

◆ご利用明細◆

宿泊費	12,590円
ホテル税	100円

ごゆっくりおくつろぎくださいませ。

領収書

No.180731149 精-03 18/07/31 19:20
ご利用期間 2018/07/31~2018/08/01
ご利用日 2018/07/31

大北 計輔 様

¥12,690※

但し

含む

ドーマーイン東京八丁堀

〒104-0033 東京都中央区新川2-20
TEL : 03-5541-6700
FAX : 03-5541-6701

現金での支払い金額が5万円以上
のお客様は収入印紙を貼付致しま
すのでフロントへお越し下さい。



取引明細表

No.180731149 精-03 18/07/31 19:20
[チェックイン]

部屋番号1010

大北 計輔 様

ご請求額	12,690円
ご入金額 おつり	12,690円 0円

上記金額を現金にて領収致しました

◆ご利用明細◆

宿泊費	12,590円
ホテル税	100円

ごゆっくりおくつろぎくださいませ。

領収書

No.180731149 精-03 18/07/31 19:20
ご利用期間 2018/07/31~2018/08/01
ご利用日 2018/07/31

大北 計輔 様

¥12,690※

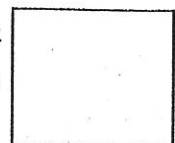
但し

含む

ドーマーイン東京八丁堀

〒104-0033 東京都中央区新川2-20
TEL : 03-5541-6700
FAX : 03-5541-6701

現金での支払い金額が5万円以上
のお客様は収入印紙を貼付致しま
すのでフロントへお越し下さい。



復興・防災 特別講座

防災に関する
質問例を
多数紹介

7/30^月
in
広島

8/1^水
in
東京

8/3^金
in
京都

8/6^月
in
仙台

10:00~12:30

陸前高田市における復興の現状と課題

- ・東日本大震災の被災状況
- ・副市長として経験した復興の課題
- ・復興時の自治体と議会の役割
- ・非常事態に議員はどう動くべきか

14:00~16:30

教訓を活かした防災まちづくり

- ・陸前高田市の震災対応検証で得られたこと
- ・東日本大震災の教訓を貴方の街にどう活かすか
- ・地震、水害などの際に避難勧告をどう出すか
- ・地域防災計画を定めるだけでは不十分



講師ご紹介

くぼた

たかし

久保田 崇

立命館大学教授 / 元・陸前高田市副市長

1976年静岡県掛川市生まれ。2001年内閣府入府。ニート対策を内容とする「子ども・若者育成支援推進法」の制定等に携わる。ボランティア活動をきっかけとして、2011年から2015年まで岩手県陸前高田市副市長。日本心理カウンセラー協会正会員。英ケンブリッジ大学経営学修士(MBA)。主な著書に「官僚に学ぶ仕事術」(マイナビ新書)「キャリア官僚の交渉術」(アスコム)等。

お申込みは FAX または メールにて

お申込み後、メールにて送付から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたは、まず「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

FAX申込書

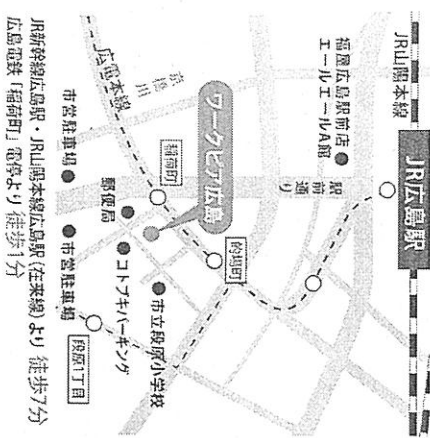
送信先 **FAX.06-7878-6308**

下記申込書に明記の上、参加される右記講座のチェックボックスへ チェック後ご送信ください。

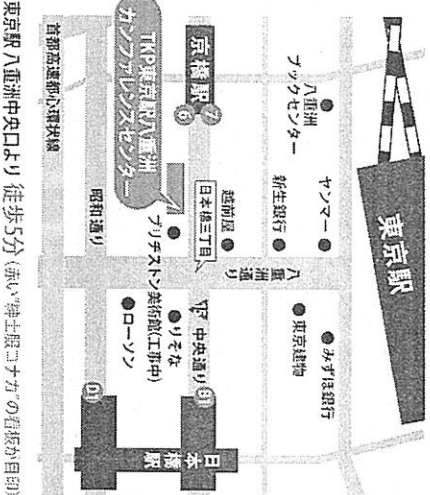
お名前	(フリガナ) オオキタ / キョウコウ / モリタ 大北 / 亀甲 / 森下	貴議会名	檀原市議会 (3期目)
電話番号	(0744) 47 - 3521	FAX番号	(0744) 24 - 9702
E-mail	gikai @ City . kashihara . nara . jp		
領収証宛名	ご(本人様名) ・ その他 ()		
当日不参加の場合はチェックください	<input type="checkbox"/> 当日不参加(資料、USB音声データ、領収証 郵送希望) <input type="checkbox"/> 音声データの無断転載等はしないことに同意して申込みます		

メール申込先 mail@chihogiken.jp

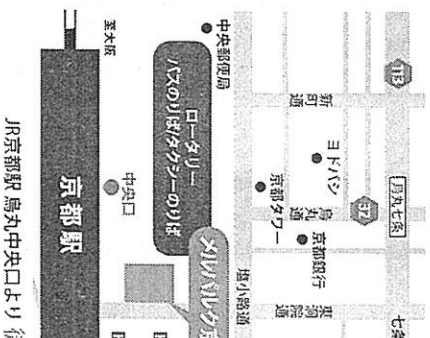
開催場所
in広島
〒732-0825
広島市南区金屋町1-17



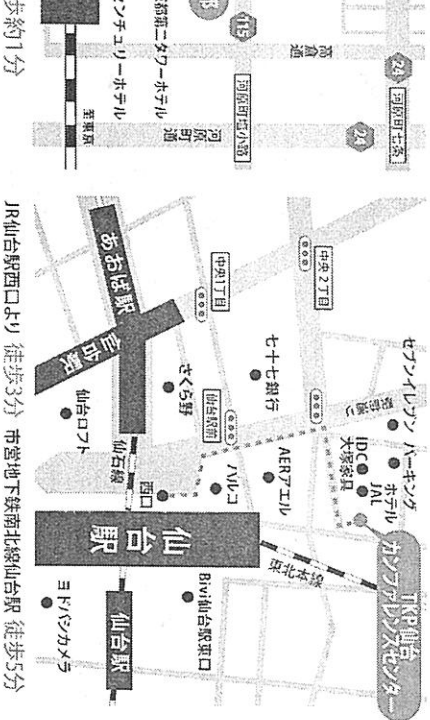
開催場所
in東京
〒104-8388 東京都中央区京橋1-7-1
戸田ビルディング



開催場所
in京都
〒600-8216 京都市下京区東洞院通七条下ル
東塩小路町676番13



開催場所
in仙台
〒980-0013 宮城県仙台市青葉区
花京院1丁目2-3ソラカガーデン・オアシス内



in広島
7月30日 (月曜日)
 10:00~12:30 陸前高田市における復興の現状と課題
 14:00~16:30 教訓を活かした防災まちづくり

in東京
8月1日 (水曜日)
 10:00~12:30 陸前高田市における復興の現状と課題
 14:00~16:30 教訓を活かした防災まちづくり

in京都
8月3日 (金曜日)
 10:00~12:30 陸前高田市における復興の現状と課題
 14:00~16:30 教訓を活かした防災まちづくり

in仙台
8月6日 (月曜日)
 10:00~12:30 陸前高田市における復興の現状と課題
 14:00~16:30 教訓を活かした防災まちづくり

受講料
1講座
15,000円

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。
※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問い合わせ
事務局
TEL 532-0004
〒532-0004
大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

地方議員研究会
TEL 06-7878-6297
FAX 06-7878-6308
メール mail@chihogiken.jp

(別紙)

■8月1日 研修会受講料

《受講料 振込明細書》大北・亀甲・森下 3名分

《内訳表》

※原本は森下議員に有り

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日
現金振込	490	30-07-03
お取引銀行	お取引店	口座番号
	****	*****
お取引	1万円(枚)	5千円(枚)
現金内訳	009 000 000	硬貨円
お取扱時分	お取引金額	手数料
11:01	¥90,000	¥648
残高		おつり
	*	¥0

銀行使用欄 (印紙税納付済)
0084

ご案内またはお振込内容

ツヤ) 手ホウキ "インクツキユウカイ" サマ
カウハラツキ "カイギ" イン オオキタ キツコウ
モリツタ サマ

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

	受講料	手数料	計
大北議員	30,000	216	30,216
亀甲議員	30,000	216	30,216
森下議員	30,000	216	30,216
計	90,000	648	90,648

《領収書》

領 収 証

大北 かずすけ 様 30 年 8 月 1 日

★ **¥30,000**

但 8/1 10:00~「陸前高田市における復興の現状と課題」
8/1 14:00~「教訓を活かした防災まちづくり」
研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会
〒532-0004
大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639
TEL 06 (7878) 6297

平成30年6月27日

檀原市議会 御中

地方議員研究会
セミナー事務局
電話 06-7878-6297
(月～金 9時～17時)
FAX 06-7878-6308

受講確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

お申込みいただきました内容を下記のとおりご確認申し上げます。
つきましては、お確かめのうえ、事前に受講料のお振込みをお願いいたします。
お申込みをいただきました時点で、お席は確保させていただいております。
キャンセルの場合は、必ずご連絡をお願いいたします。
お振込み確認後、入金確認のご連絡をいたします。
領収証は、当日会場にてお渡しいたします。

ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。
当日のご参加をお待ちいたしております。

記

- ・受講日 平成30年8月1日10:00～12:30、8月1日14:00～16:30【東京】
- ・受講者 大北かずすけ様、亀甲義明様、森下みや子様
- ・受講料 1講座 15,000円 × 2講座 × 3名様 = 合計 90,000円
- ・領収証宛名 ご本人様名 (各人 円30,000)

【 受講料 お振込み口座 】



名義 (社)地方議員研究会

平成30年7月3日

橿原市議会 御中

地方議員研究会
セミナー事務局
電話 06-7878-6297
(月～金 9時～17時)
FAX 06-7878-6308

入金確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

受講料のお振込みを下記のとおり確認いたしました。

領収証は、当日会場にてお渡しいたします。

ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。
当日のご参加をお待ちいたしております。

記

- 受講日 平成30年8月1日10:00～12:30、8月1日14:00～16:30【東京】
- 受講者 大北かずすけ様、亀甲義明様、森下みや子様
- 受講料 1講座 15,000円 × 2講座 × 3名様 = 合計 90,000円
- 領収証宛名 ご本人様名 (各人 ¥30,000)
- お振込み日 平成30年7月3日
- お振込み名義人 橿原市議会議員 大北様 亀甲様 森下様

※当日は会場1階の案内をご覧の上、会議室までお越しください。

平成30年8月3日

檀原市議会議長 様

檀原市議会議員 大北かずすけ



行政視察研修報告書

このたび、政務調査活動の一環として、行政視察及び研修をおこなったので、報告します。

記

- ① 視察研修日 平成30年 7月31日(火)～8月1日(水)
- ② 視 察 地
八王子市役所
地方議員研修会
- ③ 視 察 課 題
認知症高齢者グループホーム助成制度について
陸前高田市における復興の現状と課題 及び
教訓を活かした防災まちづくり
- ④ 視 察 内 容
別紙の通り

視 察 日	平成 30 年 7 月 31 日 (火曜日) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 40 分
視 察 地	八王子市役所
担 当 職 員	福祉部 介護保険課 課長 横溝秀明 氏

視察内容
(成果)

1. 制度概要

平成30年6月19日
福祉部 介護保険課

「八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業」概要

1 制度概要

八王子市内の認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の利用者のうち、所得等の要件に該当する方の家賃及び食材料費の利用者負担の軽減を行った事業者を対象に、その軽減分を補助するもので、低所得者の経済的負担の軽減を図ることで費用面によらない利用者の状態に応じた最適な施設利用の選択につなげることを目指すもの。

2 事業開始時期 平成30年8月利用分より

3 補助の対象となる利用者の要件（次の①～⑤の全てを満たす方）

- ① 被保険者本人の属する世帯の全員が市民税非課税（夫婦で世帯が異なる場合でも、配偶者が市民税非課税）
- ② 預貯金等の合計が、単身の方は1,000万円、夫婦で合わせて2,000万円以下
- ③ 短期利用の利用者でない方
- ④ 生活保護及び中国残留邦人等の支援を受けていない方
- ⑤ 「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方

※【介護保険「負担限度額認定制度」】では、グループホームは対象外であるが、八王子市独自の制度として、負担限度額認定の要件に該当する低所得者に対し家賃等の軽減を行うもの。

4 軽減額

区分		補助上限額(月額)	
		家賃	食材料費
第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	34,500円	32,400円
		計 66,900円	
		34,500円	29,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	64,200円	19,800円
		計 84,000円	
		21,900円	21,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第1・第2段階以外	41,700円	19,800円
		計 61,500円	
		19,800円	21,900円

※ただし、家賃等の1か月あたりの利用者負担額が上限額未満の場合は、利用者負担額を上限とします。

《裏面あり》

5 申請手続き

(1) 入居者の手続き

- ① 入居者が市へ「介護保険負担限度額認定制度」の申請。
- ② 交付された「介護保険負担限度額認定証」の写しを事業者に提出。

(2) 事業者から市への届出

- ① 軽減事業実施の届出。
- ② (1) ②で「介護保険負担限度額認定証」の写しの提出があった入居者について、グループホーム軽減事業認定の申請。

※負担限度額と同様に8月1日～7月31日までを1年間とし、更新手続きが必要。

(3) 軽減額の決定

市は、(2) ②の結果通知に補助上限額を記載し事業者へ通知。

(4) 利用料の軽減

事業所は、契約家賃及び食材料費から(3)で通知された上限額を軽減し利用者へ請求。利用者は請求された額を支払う。

(5) 補助金の請求(月ごと)

- ① 事業者は、(4)で軽減を行った金額(100%)を市へ請求。
- ② 市は請求額を支払う。

2. 助成制度の導入経緯

- ・特養の入所規定が、要介護3以上に引き上げられたことにより要介護1,2の方の入居先の確保としてグループホームの必要性が大きくなった。
- ・認知症高齢者グループホームは、補足給付の対象とならないため費用負担が大きい。
- ・市民からの助成の要望
- ・認知症の家族を抱える介護者のレスパイトのため。
- ・市として国に要望してきたこと。

3. グループホームの施設状況

	八王子市	檜原市
人口	563,515	122,526
面積 (km ²)	186.38	39.56
グループホーム施設数	22	9
入所定員	386	143
利用数	377	140

4. 特別養護老人ホームの助成制度との整合性

- ・ 助成対象者の要件

グループホーム利用者負担軽減制度の該当者要件を特別養護老人ホームの助成制度（介護保険負担限度額制度）の認定者に交付される「認定証」の交付を受けていること。

- ・ 助成額

特別養護老人ホームの助成制度で特定介護サービス費として支給される食費・居住費の額と同様の助成が受けられる。

5. 予算措置について

全額一般予算から支出

平成30年度予算額 83,705,000円（8か月分）

年間見込額 1億円

6. 導入にあたっての問題点や課題

財源

全国規模の事業者の反応

事業者の管理者と法人の考え方の温度差

利用料の請求・計算方法が施設により違うこと

準備期間が短い

7. 介護保険の現状

別紙

八王子の介護保険の現状について

八王子市福祉部介護保険課

1. 第1号被保険者数

年齢区分	平成30年4月30日現在
65歳以上75歳未満	76,185
75歳以上	70,835
(再掲)外国人被保険者	497
(再掲)住所地特例被保険者	796
計	147,020

参考 (H30.4.30現在)

- ・住民基本台帳人口 (外国人含む)
563,515 人
- ・住民基本台帳65歳以上人口
148,042 人
男 66,478 人
女 81,564 人
- ・高齢化率 26.27%
- ・要介護認定率 18.09%

2. 要介護認定者数等

【要介護(要支援)認定者数】

平成30年4月末日現在

被保険者別	要介護度			計	要介護度					計	合計
	要支援1	要支援2	要介護1		要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
第1号被保険者	5,272	2,903	8,175	6,807	3,919	2,508	2,645	2,548	18,427	26,602	
※(うち2割負担対象者)	(831)	(412)	(1,243)	(1,066)	(595)	(356)	(342)	(284)	(2,643)	(3,886)	
65歳以上75歳未満	634	423	1,057	931	591	316	317	328	2,483	3,540	
75歳以上	4,638	2,480	7,118	5,876	3,328	2,192	2,328	2,220	15,944	23,062	
第2号被保険者	43	56	99	125	129	70	63	81	468	567	
総数	5,315	2,959	8,274	6,932	4,048	2,578	2,708	2,629	18,895	27,169	

※介護サービス利用者の自己負担について、一定の所得を有する者は2割負担(平成27年8月より)

要介護(要支援)認定者数は、八王子市が東京都国民健康保険団体連合会に提出する受給者台帳を基にした数値である。(平成26年6月分より)

【居宅介護(介護予防)サービス受給者数】

平成30年2月利用分

被保険者別	要介護度			介護給付					計	合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
第1号被保険者	889	981	1,870	4,964	3,028	1,507	1,216	854	11,569	13,439
第2号被保険者	10	25	35	83	100	52	36	36	307	342
総数	899	1,006	1,905	5,047	3,128	1,559	1,252	890	11,876	13,781

【地域密着型(介護予防)サービス受給者数】

平成30年2月利用分

被保険者別	要介護度			介護給付					計	合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
第1号被保険者	7	9	16	1,440	853	418	307	208	3,226	3,242
第2号被保険者	0	0	0	26	19	14	8	8	75	75
総数	7	9	16	1,466	872	432	315	216	3,301	3,317

受給者数計
20,601人(重複利用あり)

【施設介護サービス受給者数】

平成30年2月利用分

被保険者別	要介護度			介護給付					計	合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
介護老人福祉施設	0	0	0	39	134	453	707	697	2,030	2,030
第1号被保険者	0	0	0	39	132	448	701	690	2,010	2,010
第2号被保険者	0	0	0	0	2	5	6	7	20	20
介護老人保健施設	0	0	0	148	200	217	247	173	985	985
第1号被保険者	0	0	0	148	197	213	247	170	975	975
第2号被保険者	0	0	0	0	3	4	0	3	10	10
介護療養型医療施設	0	0	0	8	14	51	131	297	501	501
第1号被保険者	0	0	0	8	14	51	128	289	490	490
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	3	8	11	11
総数	0	0	0	195	348	716	1,080	1,164	3,503	3,503

※「施設介護サービス受給者総数」は、「老健→特養」など、同一月に2施設利用している場合も総数は1人となるため、各施設の合計と総数は一致しない。



視察内容
(成果)

感想	<p>八王子市が認知症高齢者グループホーム助成制度を、全国でさきがけて、8月1日より実施されることは素晴らしいことと思います。</p> <p>当市においても助成を要望される方も多くいると思われまます。</p> <p>八王子市においては、特別養護老人ホームに入所できないため、高額であるがグループホームにいったん入所して特別養護老人ホームに入れるまで待つ方もいらっしゃるようです。当市は八王子市と比べると人口比では、グループホームの数は多く要望の割合も多いかもしれませんが。</p> <p>予算の関係もあり国への制度改正依頼も含め十分な検討が必要と思います。</p> <p>今後の高齢化社会においては、より一層の<u>介護予防</u>に力を入れ元気な高齢者であり続けることの政策がより重要との認識を強めました。</p> <p>ボランティアポイントを見直しし、より有効な制度となるよう検討も必要との思いです。</p>	

視 察 日	平成 30 年 8 月 1 日 (水曜日) 午前 10 時 00 分 ~ 午後 4 時 30 分
視 察 地	東京都八重洲カンファレンスセンター
担 当 職 員	元・陸前高田市副市長、立命館大学教授 久保田 崇 氏

復興・防災について

1. 陸前高田市における復興の現状と課題

陸前高田市の被災状況

被災前人口 2,246人 死者(行方不明含む) 1,771人

市役所職員 295人のうち68人死亡(25%)

市議会議員 21人中 2名死亡

世帯数 9,000弱のうち

全壊 3,159を含む3,368戸が被災

津波で壊滅した市役所庁舎の保存か解体

仮設入居戸者(2,168戸)

2011年末 99%

2018年6月末 21%

2. 副市長として経験した復興の課題

① 市長ビジョン「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり」に向けた施策

障がい者の死亡率は全住民の死亡率の2倍

② 企業・海外からの支援案件のマッチング

③ 観光戦略

④ Facebook、講演などを通じた情報発信

3. 復興時の自治体と議会の役割

災害対策基本法、地域防災計画に議会が関与する仕組みは法制化されていない

4. 非常事態に議員はどう動くべきか

「市議会災害対応指針」「市議会災害対策行動マニュアル」を作成

議員と議会事務局職員の安否確認

災害対策会議の設置

代理者の順位確定(5位位まで)

議員は被災状況を細かく把握し、住民と行政を結びつけることができるのではないか。

視察内容
(成果)

教訓を活かした防災まちづくり

1. 陸前高田市の震災対応検証で得られたこと

住民から投げられた言葉

「安全なはずの指定避難所に逃げて家族が亡くなった。市は責任を取れ」

6つの反省と教訓

- ① 避難が何より重要
- ② 避難所に逃げたら終わりでない
- ③ 公的な役割を持つ人の安全確保が必要
- ④ 災害に強い安全なまちづくりが必要
- ⑤ 社会的弱者が必要逃げ遅れることのないような社会の実現が必要
- ⑥ 防災の心得

自らの命は自ら守る。津波てんでんこ

2. 東日本大震災の教訓をわが街にどう活かすか

3. 地震、水害などの際に避難勧告をどう出すか

自治体の防災の取組

- ① 「空振りをおそれず勧告」を出す
- ② 「避難」は避難所に行くだけでなく、「屋内安全確保」「垂直避難」も含まれることを周知
- ③ 結果的に軽微な災害であったとしても、訓練のつもりで取り組む

4. 地域防災計画を定めるだけでは不十分

地域防災計画

避難マニュアル

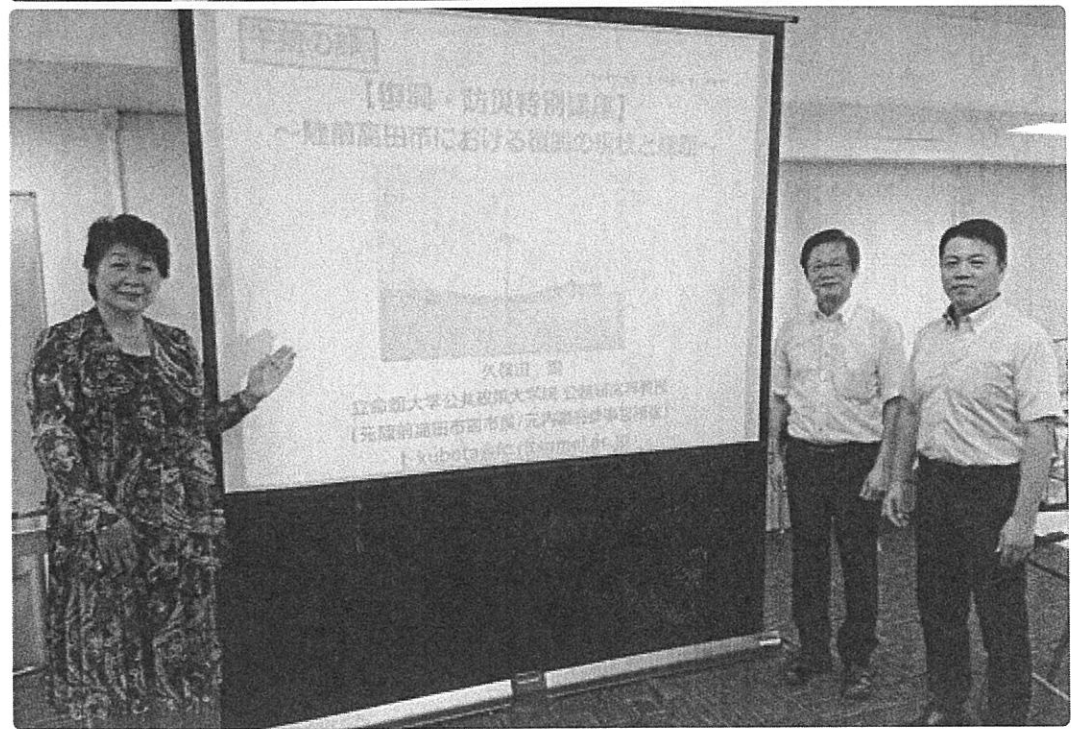
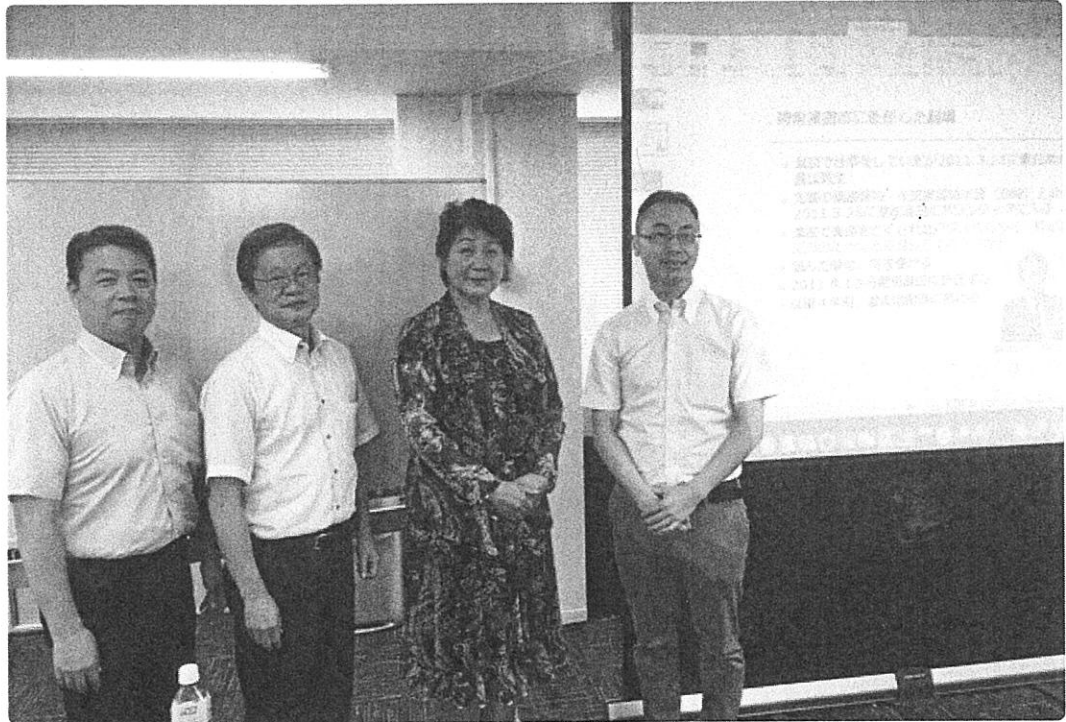
避難所運営マニュアル

初動対応マニュアル

災害発生から 24 時間以内に対応すべき事柄をまとめた行政職員の手引き

防災協定

防災関係職員の育成・体制拡充が必要



感想

今回の研修は、災害・災害復興を経験した講師（副市長）や、陸前高田市の議長（当時も）と当時の防災担当部長（議会義務局長）が参加されており、生の声を聞く機会が得られて現地で研修・視察しているような状況でした。

また、7月豪雨で被災された岡山からも参加の議員がおられ現在進行中の復興状況、問題点（応援物資の対応、ボランティアセンターの運営、SNS等の情報発信のあり方等）も討議され有意義な研修会となりました。

災害はいつ発生するかわかりません。地震・豪雨・台風と最近発生しており対策は急務であります。当市においても災害対策が万全とは言い切れない状況と認識しています。一つ一つ丁寧に対応しているよう機会あるごとに今後とも提案してまいりたい。

④資料購入費

領収書等添付表

(平成30年度報告分)

番号	④ - 1
項目名	研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費

領収書等貼付欄

納品書

〒107-8555 東京都港区南青山2丁目11番17号
 第一法規株式会社
 代表取締役 中英 弥

：大北 かずすけ 様 平成 31年 1月 15日

下記のとおりご納品いたします。
 この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

ご納品額	¥2,570	お客様番号	095-003588-0000	請求書番号	9903256
------	--------	-------	-----------------	-------	---------

商 品 名	明 細 (追録号数)	数量(号)	単 価 (号)	部 数	金 額	備 考
現行自治六法	107-108	2	千 円 1285	1	千 円 2570	

請求書

〒107-8555 東京都港区南青山2丁目11番17号
 第一法規株式会社
 代表取締役 中英 弥

：大北 かずすけ 様 平成 31年 1月 15日

ご購入ありがとうございます。下記のとおりご請求いたします。
 この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

平成31年 2月28日までにお支払いをお願いします。

ご請求額	¥2,570	お客様番号	095-003588-0000	請求書番号	9903256
------	--------	-------	-----------------	-------	---------

商 品 名	明 細 (追録号数)	数量(号)	単 価 (号)	部 数	金 額	備 考
現行自治六法	107-108	2	千 円 1285	1	千 円 2570	

郵便局・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照)のどちらからでもお支払いいただけます。
 【取引銀行】

振替払込請求書
 兼受領証
 第一法規株式会社
 金額 千 百 十 万 千 百 十 円
 2 5 7 0
 大北 かずすけ 様
 (095-003588-0000)
 31-01-30
 檀原郵便局
 (45005)
 N94240010

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

添付領収書合計	2,570	円
按分率	(/)	
政務活動費で計上する金額	2,570	円

領収書等添付表

(平成30年度報告分)

番号	④ - 2
項目名	研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費

領収書等貼付欄

	期間	金額	政務活動費計上額
1紙目 奈良新聞	H30.4月~H31.3月	36,288 円	0 円
2紙目 読売新聞	H30.4月~5月	8,074 円	8,074 円
3紙目 朝日新聞	H30.9月~H31.3月	26,817 円	26,817 円

ASA 04月度 領収証

お問合せ番号
13393

雲梯町390-17
大北 計輔 様

銘柄	部数	本体金額	消費税	金額
奈良新聞	1	2,800	224	3,024
合計				¥3,024-

朝日新聞サービスアンカー 高田南
〒635-0047 大和高田市田井新町11-2
TEL 0745-22-1178



お支払いは 銀行振替、クレジットカード払いが便利です。

読売新聞 領収書

区域 お問合せNo.
13 1201267

大北 計輔 様
雲梯町390-17 1/1

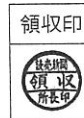
2018年04月 4,037 円
上記の通り領収致しました。

内容	部数	金額
読売新聞	1	4,037

宅配でトイレトペーパー
青汁・グルコサミン
マナブズ お味噌汁



Y C 樞原
奈良県橿原市
久米町1176
0744-27-5886



※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

添付領収書合計	21,179 円
按分率	(/)
政務活動費で計上する金額	34,891 円

領収書等添付表

(平成30年度報告分)

番号	④-2
----	-----

項目名	研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費
-----	---------------------------------------

領収書等貼付欄

ASA

2018年05月度

領収証

お問合せ番号
13393

雲梯町390-17

大北 計輔 様

銘柄	部数	本体金額	消費税	金額
奈良新聞	1	2,800	224	3,024

合計
¥3,024-

朝日新聞サービスアンカー 高田南
〒635-0047 大和高田市田井新町11-2
TEL 0745-22-1178



お支払いは 銀行振替、クレジットカード払いが便利です。



読賣新聞

領収書

区域 お問合せNo.
13 1201267

大北 計輔

雲梯町390-17

様

1/1

2018年05月 4,037円
上記の通り領収致しました。

内容	部数	金額
読売新聞	1	4,037

宅配でトイレットペーパー
青汁・グルコサミン
マナブズ お味噌汁



Y C 樫原
奈良県橿原市
久米町1176
0744-27-5886



ASA

2018年06月度

領収証

お問合せ番号
13393

雲梯町390-17

大北 計輔 様

銘柄	部数	本体金額	消費税	金額
奈良新聞	1	2,800	224	3,024

合計
¥3,024-

朝日新聞サービスアンカー 高田南
〒635-0047 大和高田市田井新町11-2
TEL 0745-22-1178




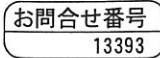

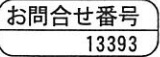

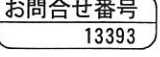
お支払いは 銀行振替、クレジットカード払いが便利です。

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

添付領収書合計	—	円
按分率	(/)	
政務活動費で計上する金額	—	円

領収書等添付表

(平成30年度報告分)

番号	(4) - 2															
項目名	研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費															
領収書等貼付欄	<div style="text-align: center;">  <p>2018年07月度 領収証</p> <p>雲梯町390-17 大北 計輔 様</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>部数</th> <th>本体金額</th> <th>消費税</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良新聞</td> <td style="text-align:center;">1</td> <td style="text-align:right;">2,800</td> <td style="text-align:right;">224</td> <td style="text-align:right;">3,024</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">合計 ¥3,024-</div>  </div> <p style="margin-top: 10px;">朝日新聞サービスアンカー 高田南 〒635-0047 大和高田市田井新町11-2 TEL 0745-22-1178</p> <p>お支払いは 銀行振替、クレジットカード払いが便利です。</p> </div>	銘柄	部数	本体金額	消費税	金額	奈良新聞	1	2,800	224	3,024					
銘柄	部数	本体金額	消費税	金額												
奈良新聞	1	2,800	224	3,024												
	<div style="text-align: center;">  <p>2018年08月度 領収証</p> <p>雲梯町390-17 大北 計輔 様</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>部数</th> <th>本体金額</th> <th>消費税</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良新聞</td> <td style="text-align:center;">1</td> <td style="text-align:right;">2,800</td> <td style="text-align:right;">224</td> <td style="text-align:right;">3,024</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">合計 ¥3,024-</div>  </div> <p style="margin-top: 10px;">朝日新聞サービスアンカー 高田南 〒635-0047 大和高田市田井新町11-2 TEL 0745-22-1178</p> <p>お支払いは 銀行振替、クレジットカード払いが便利です。</p> </div>	銘柄	部数	本体金額	消費税	金額	奈良新聞	1	2,800	224	3,024					
銘柄	部数	本体金額	消費税	金額												
奈良新聞	1	2,800	224	3,024												
	<div style="text-align: center;">  <p>2018年09月度 領収証</p> <p>雲梯町390-17 大北 計輔 様</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>部数</th> <th>本体金額</th> <th>消費税</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日新聞朝刊</td> <td style="text-align:center;">1</td> <td style="text-align:right;">3,547</td> <td style="text-align:right;">284</td> <td style="text-align:right;">3,831</td> </tr> <tr> <td>奈良新聞</td> <td style="text-align:center;">1</td> <td style="text-align:right;">2,800</td> <td style="text-align:right;">224</td> <td style="text-align:right;">3,024</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">合計 ¥6,855-</div>  </div> <p style="margin-top: 10px;">朝日新聞サービスアンカー 高田南 〒635-0047 大和高田市田井新町11-2 TEL 0745-22-1178</p> <p>お支払いは 銀行振替、クレジットカード払いが便利です。</p> </div>	銘柄	部数	本体金額	消費税	金額	朝日新聞朝刊	1	3,547	284	3,831	奈良新聞	1	2,800	224	3,024
銘柄	部数	本体金額	消費税	金額												
朝日新聞朝刊	1	3,547	284	3,831												
奈良新聞	1	2,800	224	3,024												
<p>※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。</p>																
添付領収書合計	— 円															
按分率	(/)															
政務活動費で計上する金額	— 円															

領収書等添付表

(平成30年度報告分)

番号	④ - 2
----	-------

項目名	研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費
-----	---------------------------------------

領収書等貼付欄

ASA
2018年10月度 領収証


お問合せ番号 13393

雲梯町390-17
大北 計輔 様

銘柄	部数	本体金額	消費税	金額
朝日新聞朝刊	1	3,547	284	3,831
奈良新聞	1	2,800	224	3,024
合計				¥6,855-

朝日新聞サービスアンカー 高田南
〒635-0047 大和高田市田井新町11-2
TEL 0745-22-1178

お支払いは 銀行振替、クレジットカード払いが便利です。



ASA
2018年11月度 領収証


お問合せ番号 13393

雲梯町390-17
大北 計輔 様

銘柄	部数	本体金額	消費税	金額
朝日新聞朝刊	1	3,547	284	3,831
奈良新聞	1	2,800	224	3,024
合計				¥6,855-

朝日新聞サービスアンカー 高田南
〒635-0047 大和高田市田井新町11-2
TEL 0745-22-1178

12月の集金は年末のため20日から寄らせていただきます。



ASA
2018年12月度 領収証


お問合せ番号 13393

雲梯町390-17
大北 計輔 様

銘柄	部数	本体金額	消費税	金額
朝日新聞朝刊	1	3,547	284	3,831
奈良新聞	1	2,800	224	3,024
合計				¥6,855-

朝日新聞サービスアンカー 高田南
〒635-0047 大和高田市田井新町11-2
TEL 0745-22-1178

お支払いは 自動振替、クレジットカード払いが便利です。



※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

添付領収書合計	—	円
按分率	(/)	
政務活動費で計上する金額	—	円

領収書等添付表

(平成30年度報告分)

番号	④ - 2
----	-------

項目名	研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費
-----	---------------------------------------

領収書等貼付欄

ASA

2019年01月度

領収証

お問合せ番号
13393

雲梯町390-17

大北 計輔 様

銘柄	部数	本体金額	消費税	金額
朝日新聞朝刊	1	3,547	284	3,831
奈良新聞	1	2,800	224	3,024

合計
¥6,855-

朝日新聞サービスアンカー 高田南
〒635-0047 大和高田市田井新町11-2
TEL 0745-22-1178



お支払いは 自動振替、クレジットカード払いが便利です。

ASA

2019年02月度

領収証

お問合せ番号
13393

雲梯町390-17

大北 計輔 様

銘柄	部数	本体金額	消費税	金額
朝日新聞朝刊	1	3,547	284	3,831
奈良新聞	1	2,800	224	3,024

合計
¥6,855-

朝日新聞サービスアンカー 高田南
〒635-0047 大和高田市田井新町11-2
TEL 0745-22-1178



お支払いは 自動振替、クレジットカード払いが便利です。

ASA

2019年03月度

領収証

お問合せ番号
13393

雲梯町390-17

大北 計輔 様

銘柄	部数	本体金額	消費税	金額
朝日新聞朝刊	1	3,547	284	3,831
奈良新聞	1	2,800	224	3,024

合計
¥6,855-

朝日新聞サービスアンカー 高田南
〒635-0047 大和高田市田井新町11-2
TEL 0745-22-1178



お支払いは 自動振替、クレジットカード払いが便利です。

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

添付領収書合計	—	円
按分率	(/)	
政務活動費で計上する金額	—	円

⑦ 事務所費

領収書等添付表

(平成30年度報告分)

番号	⑦-1
項目名	研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・ <u>事務所費</u>

領収書等貼付欄

※支払い明細書は次頁に有り

【合計金額】

2018年4月～2019年3月(12ヶ月) : 16,740円×12ヶ月=200,880円

【政務活動費で計上する金額】

200,880円×1/2=100,440円

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合で、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

添付領収書合計	200,880	円
按分率	(1/2)	
政務活動費で計上する金額	100,440	円

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、ご契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認のほどお願い申し上げます。今万が一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今後ともお引立のほどよろしくお願い申し上げます。
 敬 具

634-0834
 福原市雲梯町
 390-17

大北かずすけ事務所 様

(759847-483806)
 100706 000706 001/001 81-10



所有者表示票貼付のお願い

納入させて頂きましたリース物件の「所有者表示票」を大変お手数をおかけ致しますが、代表の機種の貼付を頂戴たくお願い申し上げます。
 所有者 三井住友トラスト・バノンニックファイナンス株式会社
 契約番号 5002204981
 お問合先 (0120)331-322

三井住友トラスト・バノンニックファイナンス株式会社
 インフォメーションセンター

〒540-0001 大阪市中央区城見1丁目
 3-7

TEL(0120)331-322

※仕入等にかかる消費税額(支払った消費税)の控除を受ける為には重要な書類となりますので、大切に保存してください。

リース物件	759847	株式会社MJE
リース期間	自 2018年 1月 4日	至 2024年 1月 3日
リース料等	月間リース料 15,500円	消費税額等 1,240円
前払リース料等	合計 16,740円	
支 払 日	第1回支払日 2018年 3月 3日	第2回支払日 2018年 3月 3日
支 払 日	第3回支払日 毎月 3日	
お支払方法	自動振替	
前払リース料	0円	
消費税額等	0円	
合 計	0円	
備考	ヶ月のリース料滞り滞りに対応します	

回	お支払	リース料	消費税額等	回	お支払	リース料	消費税額等
118	3	15500	1240	4321	8	15500	1240
218	3	15500	1240	4421	9	15500	1240
318	4	15500	1240	4521	10	15500	1240
418	5	15500	1240	4621	11	15500	1240
518	6	15500	1240	4721	12	15500	1240
618	7	15500	1240	4822	1	15500	1240
718	8	15500	1240	4922	2	15500	1240
818	9	15500	1240	5022	3	15500	1240
918	10	15500	1240	5122	4	15500	1240
1018	11	15500	1240	5222	5	15500	1240
1118	12	15500	1240	5322	6	15500	1240
1219	1	15500	1240	5422	7	15500	1240
1319	2	15500	1240	5522	8	15500	1240
1419	3	15500	1240	5622	9	15500	1240
1519	4	15500	1240	5722	10	15500	1240
1619	5	15500	1240	5822	11	15500	1240
1719	6	15500	1240	5922	12	15500	1240
1819	7	15500	1240	6023	1	15500	1240
1919	8	15500	1240	6123	2	15500	1240
2019	9	15500	1240	6223	3	15500	1240
2119	10	15500	1240	6323	4	15500	1240
2219	11	15500	1240	6423	5	15500	1240
2319	12	15500	1240	6523	6	15500	1240
2420	1	15500	1240	6623	7	15500	1240
2520	2	15500	1240	6723	8	15500	1240
2620	3	15500	1240	6823	9	15500	1240
2720	4	15500	1240	6923	10	15500	1240
2820	5	15500	1240	7023	11	15500	1240
2920	6	15500	1240	7123	12	15500	1240
3020	7	15500	1240	7224	1	15500	1240
3120	8	15500	1240				
3220	9	15500	1240				
3320	10	15500	1240				
3420	11	15500	1240				
3520	12	15500	1240				
3621	1	15500	1240				
3721	2	15500	1240				
3821	3	15500	1240				
3921	4	15500	1240				
4021	5	15500	1240				
4121	6	15500	1240				
4221	7	15500	1240				
						1116000	89280

金融機関名	
支 店 名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	

リース料等には消費税額等には別添は付しません。
 ※口座番号は個人情報保護のため、一部***表示してあります。
 ※口座番号のお通帳欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMIT/V」が表示されますので、ご了承ください。

(注)備考欄の*印は前払リース料として充当しました。

ご契約書 兼 ご契約内容確認書

申込日 2017年 11月 24日

【キャンセルについて】下記内容での機器のリース契約を申し込みます。本書提出後のキャンセルについては違約金(申込後設置迄のキャンセルは契約の支払い総額の10%・設置後のキャンセルは契約支払い総額の50%)が発生することを承諾します。なお、「契約の支払い総額」とは、本書「物件契約金額」欄記載のリース金額合計額(税込)をいいます。

甲:お客様記入欄(自署でお願い致します)
 〒 034-0834
 申込住所 奈良県橿原市雲梯町390-17
 社名(屋号) 大北がすけ事務所
 役職 代表 大北 計輔
 氏名
 電話番号: 0744-24-4035
 FAX番号: [REDACTED]
 携帯番号: [REDACTED]
 E-mail: [REDACTED]

乙:販売店 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3
 〒541-0056 大阪センタービル6F
 株式会社 MJE
 代表取締役 大知 昌幸
 TEL:06-6253-7701
 FAX:06-6253-7702
 担当者名: [REDACTED]

物件契約金額	
リース金額	¥15,500/月(6年リース)
消費税	¥1,240-
合計	¥16,740

【機器設置場所】
 ① 申込住所と同じ 2. 下記の通り
 TEL: [REDACTED]

機器納入予定日: 2017年 12月 10日
 AM: 9:00 PM: 12:00
 ■買取時のお支払条件
 ご請求締切日(期日): 年 月 日
 お支払日: 年 月 日
 お支払い条件: 1. 現金 2. 振り込み
 (FAX連絡) お客様対応 弊社対応 無し

【設置機器名】

商品名	品番	台数
複合機	Taskalfa 25524	1

カセットサイズ: B5 (A4) B4 (A3)

■メンテナンス・消耗品
 ■カウンター方式
 検針: 1 毎月 基本料金(最低料金) ¥1,000
 カラー: ¥11/枚 モノクロ: ¥11/枚
 ■MJE会員特別割引サービス
 カラー ⇒ 上記料金 通常料金 ¥30
 モノクロ ⇒ 上記料金 通常料金 ¥6
 ※契約物件設置日より4年以内に当社へ入れ替える場合、要請割引額として以下の金額を請求致します。
 <カラー> 実際の割引額 × カウンター枚数分
 <モノクロ> 実際の割引額 × カウンター枚数分

【特約事項】
 値引 ¥100.00 (税別)
 サービス品: IB-51 Wi-Fi無線LAN インターフェイス

■京セラA3カラー機特別割引サービス
 カラー ⇒ 契約物件設置月を1ヶ月目とし、36ヶ月(最大37ヶ月)は上限 枚を超えない限り無料とする。
 モノクロ ⇒ 契約物件設置月を1ヶ月目とし、36ヶ月(最大37ヶ月)は上限 枚を超えない限り無料とする。
 ※モノクロ上限枚数には、モノカラーの使用枚数を含みます。
 ※上記期間中に上限枚数を超えた場合、下記の単価 × 使用枚数分のみ請求が発生します。また上記期間中に上限枚数を超えていない場合も、36日目以降は下記の単価を適用します。
 基本料金(最低料金) ¥2,000/月額
 <カラー> ¥12.0 × カウンター枚数分
 <モノクロ> ¥1.2 × カウンター枚数分
 ■キット方式
 枚用トナー ¥ [REDACTED]
 保守: 1. 保守加入(1年・3年・5年) 2. スポット

物件名	保守解約	支払形態	リース(クレジット)会社/販売店名	月額リース料・残回数	処理方法
メーカー 京セラ 機種 Taskalfa 30500	不要	①リース 2. クレジット 3. レンタル 4. 自己所有	リース(クレジット)会社 三井住友クレジットサービス 販売店/TEL: (株)MJE/06-6253-7701	2017年1月引落後解約 ¥19,000 再リース・長期	①解約撤去 2. 買取強し 3. 解約移設・移設 4. お客様解約 5. 廃棄
メーカー 機種	要・不要	1. リース 2. クレジット 3. レンタル 4. 自己所有	リース(クレジット)会社 販売店/TEL:	年 月引落後解約 再リース・長期	1. 解約撤去 2. 買取強し 3. 解約移設・移設 4. お客様解約 5. 廃棄
メーカー 機種	要・不要	1. リース 2. クレジット 3. レンタル 4. 自己所有	リース(クレジット)会社 販売店/TEL:	年 月引落後解約 再リース・長期	1. 解約撤去 2. 買取強し 3. 解約移設・移設 4. お客様解約 5. 廃棄
移設先情報		会社名:	住所:		TEL:

※本契約を締結されたお客様は「MJE会員」(無料)となります。(株式会社MJEの会員様向けサービスをご利用いただけます。)

確認書

末尾記名押印欄の各当事者は、下記の内容につき承諾していることを確認致します。

記

- 本件の契約内容は左記のご契約書兼ご契約内容確認書(以下「契約書Ⅰ」という。)記載の通りであること。
- 契約書Ⅰ及び乙またはリース会社との間に締結している、リース契約書(以下「契約書Ⅱ」という。)に関する甲記入欄については、全て甲の直筆・実印で記入・押印していること。
- リース料金の初回引落は、原則として2ヶ月分合算で請求になること。
- リース満了時は再リースまたは物件返却のどちらかを選択すること。
- リース契約において契約期間中の途中解約は出来ません。万が一途中解約される場合は、残金一括返却となり契約物件もリース会社に返却となることの説明を受けていること。
- 旧リースの解約には通常2ヶ月前後のお時間を頂きます。この期間中に新旧リースの二重引落が発生する場合がございます。旧リース料に関しては、お客様に一時立替頂き、立替頂いた旧リース料に関しては、手続き完了後にお客様の口座へ責任を持ってご返金させて頂くこと。
- メンテナンス、消耗品の注文方法について説明を受けていること。
- 万が一のキャンセルについては違約金(申込後設置迄は契約の支払い総額の10%・設置後は契約支払い総額の50%)が発生することの説明を受けていること。
- 契約物件は事業用として使用頂くこと。
- 契約後の追加工事は有料となること。
- 裏面情報利用は了承していること。
- 甲乙両者間において、書面以外での個人的な契約・約束事項・書面が無いこと。
- 甲は旧リースの解約処理を乙にて(行う)・行わない)ことを確認しました。
- リース契約申込みの場合は別紙のリース契約開始前約款が適用されること。
- 「MJE 会員特別割引サービス」を選択した場合、サービス内容の説明を受けていること。
- 「京セラ A3 カラー機特別割引サービス」を選択した場合、サービス内容の説明を受けていること。

以上、内容を確認し同意したことを証するため、各自記名押印するものとします。

甲：お客様

奈良県橿原市雲梯町390-17
大比かずかけ事務所
代表 大比計輔

乙：販売店

大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号
大阪センタービル6F
株式会社MJE
代表取締役 大知 昌幸

